

公告 昭 32.11.8 出願 昭 30.3.12 特願 昭 30-7563

出願人 発明者	小 島 修 介	東京都中野区仲町18
出 願 人	千 葉 勝 雄	東京都板橋区志村清水町626
代理人 弁理士	神 保 勉	

(全4頁)

立 体 顕 微 鏡 兼 用 比 較 顕 微 鏡

図 面 の 略 解

図面中第1図は比較顕微鏡の正面図、第2図は比較顕微鏡の側面図、第3図は比較顕微鏡の上面図、第4図は立体顕微鏡の正面図。

発明の詳細なる説明

図面について本発明の実施例を説明すると鏡基2に取付けられたフレーム1の先端に自由回転するブラケット軸11に対して中心軸12をもつて鏡体13を装着し対物レンズ6上方プリズム8下方プリズム7接眼レンズ9を通過する低倍率正立像顕微鏡を両眼に合致し得るごとくした比較顕微鏡であつて焦点調節用ハンドル4により載物台3を上下し被検体に焦点を合致せしめるようにし被検体の照明の補助に反射鏡10を用いる如くしたものである。

比較顕微鏡は例えば同一形状の類似品の一方が正規なもので一方に凝問を持つ場合は先ず鏡体13を水平にし中心軸12の周囲を旋回して被検者の両眼間隔に合はせ正規の被検体を一方の焦点面に置き焦点調節用ハンドルを回軸して載物台3を上下せしめて焦点を合はせ次に他方の焦点面内に鑑別を要する被検体を置いて位置を修正し正しく合致させるときは両眼にて観察せるものが視野中にてはあたかも立体感を持つて看取せられるのである。もし僅かなりとも顕微鏡の分解能力以上の差があるときは極端に立体感を増大したように観察せられる。即ち切手等を見た場合一方が偽物であつた場合は映像はズレを生ずるか若しくは甚だしき凹凸となつて立体感を伴つて観察されるのである。特に印刷物印判、貨幣等の比較鑑別に簡単に利用されるものである。

また本顕微鏡を立体顕微鏡として利用するには載物台3の中央線上に被検体を置き第4図の如く

鏡体13をブラケット軸11及び中心軸12を旋回する如くして被検体を同時に観察できるように調節すれば両眼にて同一視野内に既往の立体顕微鏡では見られなかつたところの立体感をもつて検鏡し得るのである。

従来立体顕微鏡は光学系は対物レンズを所定の角度に固定して接眼部に於いて両眼間隔を修正し得る構造をとるのが普通であつたのであるが本発明に於いてはブラケット軸11と中心軸12の自由運動により載物台上任意の点を焦準することを可能にしたため立体顕微鏡と比較顕微鏡とを兼用することが容易になつたのである。

しかも立体顕微鏡といい比較顕微鏡としても従来のものはそれぞれ機能を發揮するためには高度の工作技術と組立作業を要求せられるため必然的に高価なものとなつたのであるが本発明は之を自由に調節し得る構造のため使用者の能力によつて立体顕微鏡にも比較顕微鏡にも簡単に変更使用し且つ工作精度も普通のもので充分機能を發揮することができるものである。

ただし両眼に対応する光軸は比較顕微鏡の場合にはほぼ平行であり、立体顕微鏡の場合は内側にて焦準点に於いて交叉するのであるから左右のブラケット軸を∞字形のテーズまたは鋼線等にて連絡して同一量の相反回転をさせることもできるのである。

特 許 請 求 の 範 囲

本文に詳記し且図面に示す様にフレーム軸1上方に両眼間隔に應ずるブラケット軸11を装着し鏡体13を中心軸12によつて保持せしめ左右単独又は連動して旋回し、両眼間隔の調節及び被検体の焦準を可能ならしめたる立体顕微鏡兼用比較顕微鏡。